―特別寄稿について―

当研究所では，令和４年11月に前金融庁総合政策局長の松尾元信氏をエグゼクティブ・フェローとしてお迎えしております。松尾氏は，昭和62年に大蔵省（現財務省）に入省され，同省・金融庁等において主に財政，国際金融，市場監視，企画立案に関する重要な役職を歴任されています。長く財政・金融行政等の第一線でご活躍されたなかで，ブロックチェーン，ビットコインに関する法制を始め，フィンテック関係の法制整備に深く携わってこられました。フィンテックにつきましては，多種多様でかつ複雑な分野であり，証券研究の観点からも現時点の当局における意識や考え方を整理・記録しておく必要性を感じ，今般，今後の展望を含めまして当研究所のトップジャーナルである「証券経済研究」への特別寄稿をお願いしました。この内容が皆様の研究調査あるいは業務にお役に立てれば幸甚に存じます。

公益財団法人 日本証券経済研究所
理事長　増　井　喜　一　郎

特別寄稿

これまでのFINTECH施策と今後の展望

松　尾　元　信

本稿は，筆者が金融庁で関わってきたFintech施策を中心に，

① 近年のFintech・DX関連立法等の概要

② 最近のFintechの動きと行政の考え方

③ 今後のFintech規制のポイント

について述べたい。

なお，以下の記述は筆者の私見であり，金融庁の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておきたい。

1．近年のFintech・DX関連立法等の概要

近年の金融庁のFintechやDX関連の制度について，どのような法改正や制度改正が行われてきたか，4つの類型に分類して説明する（図表1）。

第一の類型は「金融機関のDX・情報化」である。金融機関自体の競争力を高め，様々な情報を活用してよりよいサービスを提供していくことがねらいになる。日本の銀行が，金融機関のDXや情報化が欧米の銀行に比べて遅れてい

図表1　金融規制の流れ

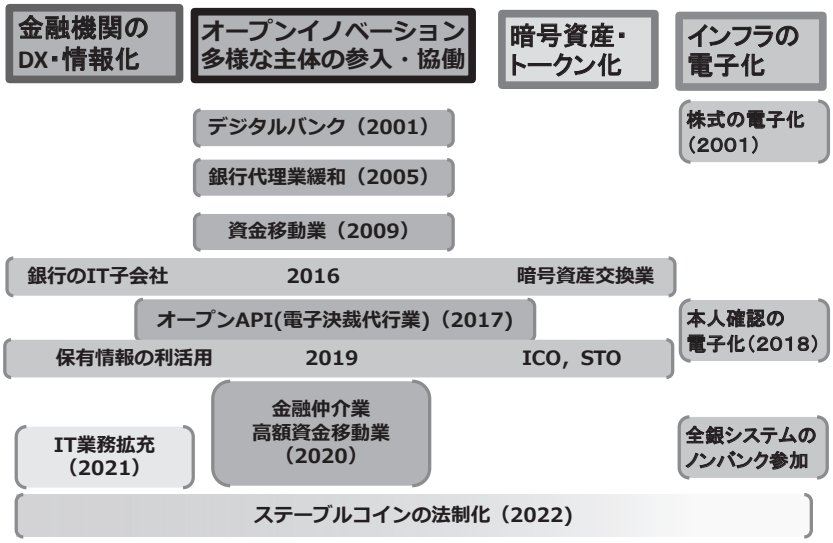

るという問題意識がきっかけになったもので，金融機関の国際的競争力が意識されていた施策である。

また，今日から見れば，金融機関のDX，情報化は金融機関のプラットフォーム化の基礎となる施策であった。

第二の類型は「オープンイノベーションと多様な主体の参入・協働」である。資金移動業者にも送金を認める規制緩和など，新たな主体の金融への参入という施策と，銀行代理業やオープンAPIなど，既存の金融機関と新たな主体との連携・協働という施策の2つがある。

いずれの施策も，Fintechを活用した新しいサービスの提供につながり，同時に既存の金融機関自体の意識・サービスも変えていくことにより，金融全体の競争力を強め，顧客のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供につながる。

また，多様な主体との連携については，金融機関のプラットフォーム化を進める有力な手段になる。

第三の類型は市場等の金融インフラの電子化をすすめ，Fintech基盤を推進する施策である。インフラの電子化は，Fintech企業の参入を容易にするのみならず，既存金融機関の手続きの抜本的見直しにつながるため，Fintech施策の王道とも言えるアプローチであるが，取引慣習も含めて変えていく必要があるため，難易度も高い。

第四の類型は「ブロックチェーンによる暗号資産・トークン化」であり，暗号資産やブロックチェーンを用いた金融がこれにあたる。ブロックチェーンはネットワークの姿が従来の金融ネットワークと異なり，当局としても技術や利用実態を理解しなければならず，また，そもそも金融規制を設けるか否か，設けるとしてどの資産，主体を対象にどのような規制を設計するかについて様々な判断が必要となる分野となる。

1.1　第一の類型―金融機関のDX・情報化

（1）　銀行によるIT子会社保有

伝統的な金融の姿は，銀行，証券会社，保険会社が企業と国民の間にたって金融仲介機能を果たすものである。この金融仲介機能に着目し，提供するサービスやリスクに応じた規制として銀行法，保険業法，金融商品取引法が整備されている。金融仲介機能を果たす金融機関のFintech対応力を強め，提供するサービスを高度化していくことが施策の内容になる。

当時の問題意識として，金融のIT化が米国，欧州を中心に急速に進展し，これが銀行等の競争力にも直結していると考えられた。当時の審議会資料でも，IT投資の分野では，ある米銀の予算の半分以上がITの変化への投資であるのに対し，当時のある邦銀では2割程度にとどまっていること，またITエンジニアの比率が当時のある大手米銀では3割程度いるのに対し，日本のある大手銀行では4％弱にとどまるなど，日本の銀行のIT投資が欧米に大きく後れをとっていた。このため，銀行のFintech投資を強化していかなければいけないということで2016年に法改正を行われ，銀行のIT子会社保有を容易にすることとした[1]。

従来より銀行子会社は原則として金融関連の

1　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年3月4日提出，平成28年5月25日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/190/01/setsumei.pdf）

業務のみを行うこととされており，この他業禁止規定の趣旨は，預金を集め，企業に貸出を行う金融仲介機能を果たす銀行について，

・本業専念による効率性の発揮
・他業リスクの回避
・利益相反の防止
・優越的地位の濫用の防止

を求めている点にあった。

本改正では，IT 分野について，銀行のニーズを踏まえて柔軟に他業禁止規定とのバランスを考えていく方向性がみてとれる。IT 分野について，出資の時点では，その成果がどのように活用されていくかについて十分な確実性をもって見込めないこと，米銀を見ても，IT が本業の強さの補完にとどまらず，本業の強さそのものであることが認識され，本業との親和性があると認識された。一方で，従来の従属業務や金融関連業務に必ずしも該当しない領域も想定されることから，グループ内の子会社に IT 業務を認める形でバランスをとった。

また，この法改正時に，銀行が IT 子会社を通じて EC モールを営むことも認められており，銀行のプラットフォーマー的な役割の嚆矢となるものであった。

なお，改正において，認められる子会社の範囲について，「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」と規定されており，対象を IT 子会社に限定していない。その後，この条文を活用して，IT 子会社のみならず，地域商社といった地域に貢献する事業も利用者の利便向上として認められている。最近の改正では地域貢献が前面に出した文言も追加されており，今後とも時代の変化に対応した様々なニーズでの活用が見込まれる。

（２）　金融機関の情報利活用

2019年には，金融機関の情報利活用を促す制度改正を行っている[2]。

改正の問題意識として，お金の流れだけでなく，情報の利活用そのものが金融サービスの重要なポイントであるとの認識があり、その背景として金融サービスを通じて獲得された情報が，いわばそれ自体が価値を持つものとして活用されるという現象がグローバルに生じていた。

すなわち，報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展し，情報を軸とした金融サービスと非金融サービスの一体化が進み，様々な業態の合従連衡の中で顧客情報を活用し，きめ細かなサービス提供が実現していた。従来は存在しなかった情報を核とする利便性の高いサービスを提供するアメリカの GAFA や，中国のアリババ，テンセントなど，いわゆるプラットフォーマーとしてのビジネスモデルである。

一方で，日本の金融機関では，他国にくらべ情報の利活用が進んでいなかったため，銀行界からの要望というよりも，日本の金融機関の情報利活用を通じた競争力強化の必要性が法改正に結びついたというのが個人的な印象である。

改正は，金融機関が保有する顧客情報を，同意を得て第三者に提供する業務を銀行法の業務に追加するものである。銀行が自分自身や兄弟

2　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年３月15日提出，令和元年５月31日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/setsumei.pdf）

会社で顧客情報を利活用することはこの法改正を待たずに当然可能であり，この改正は，利用者から情報の提供を受けて，それを保管・分析し，自らの業務に活用するだけでなく，必要に応じ当該利用者の同意を得た上で第三者に提供する行為を規定している。その際，利益相反取引の防止，優越的地位の濫用の防止，他業リスクの排除，といった他業禁止規制の趣旨を踏まえつつ，監督の実効性等にも配意しながら，銀行本体が営む業務は，さしあたりは，保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの，とすることが適当であるとされた。

情報の利活用は，ロボアドや，AIも活用した与信・運用・引受，利用者ニーズの把握のほか，非金融ビッグデータも活用した運用など，様々であり，銀行では，信用力をベースに，情報銀行のような情報の仲介なども見られ，金融機関の有する信用を活かした今後の発展が期待される。

（3） IT関連の業務範囲の拡充

2021年には，IT関連で金融機関本体の業務範囲規制の更なる拡充を行っている[3]。

銀行のIT子会社保有の根拠である銀行業高度化等会社において，他業認可の対象であったフィンテック子会社が通常の子会社・兄弟会社認可とされ，より簡単な手続で行えることとなった。また，銀行本体の業務に，自行のアプリやITシステムの販売や，データ分析・マーケティング・広告などが認められている。2016年改正のECモールもあわせて，金融機関がプラットフォーマー化するためのツールが更にそろえられている。

（4） 銀行業務の拡大の背景

これらの銀行業務の拡大の背景について従来の他業リスク等の議論を積み重ねていることは当然として，こういう動きが出てくる背景としては，

(a) 銀行の強さの源泉である情報が，従来は支店網やバランスシートから得られていたが，スマホやビッグデータによって情報を処理するIT化が力の源泉となりつつあること，

(b) 人口減少や金利の動向により従来型の融資のみで利益を上げることが難しい中，個々の銀行のビジネスモデルの選択の中で地域密着やIT化を含め，多様なビジネスモデルの選択肢が求められるようになってきたこと，

(c) 金融・非金融を通じたプラットフォーマー化のビジネスモデルがみられる中，金融機関も金融・非金融を通じたビジネスモデルを追求する動きがみられること，

(d) グローバルプラットフォーマーの存在が大きくなる中，銀行の産業支配などの懸念が相対的に小さくなっていること，などがあげられるのではないかと考える。

1.2 第二の類型―オープンイノベーションと多様な主体の参入・協働

多様な主体の金融への参入は，新たな発想，新たな技術による革新的なサービスにつながる。また，既存の金融機関も，競争を行う中，多様な主体との連携，協働や自らの努力でサービス水準を向上させることが期待される。

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年3月5日提出，令和3年5月19日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/01/setsumei.pdf）

（1）　非金融会社の銀行保有

日本は，金融危機を含めた様々な要因により，非金融会社の銀行保有（多くは支店を持たないデジタルバンク）が世界に先駆けて行われた。いわば実態先行で非金融会社の銀行保有が進み，その後2001年にこれに対応するための主要株主規制などの法改正が行われている[4]。

具体的には，異業種による銀行業への参入の動きが本格化するとともに，インターネット専業銀行が出現し，コンビニエンス・ストア等の店舗網にATMを設置し決済サービスを提供するなど，新たな形態の銀行業が登場している。

このような銀行に対応した法体系を整備するため，個別銀行の株式を5％超所有する株主に，株式取得の届出制を導入するとともに，銀行経営に実質的な影響力を有する20％以上の主要株主はあらかじめ認可を得ることとした。また，銀行の経営が悪化した場合，50％超所有の主要株主に対し，健全性確保のための措置を求め得ることとした。

（2）　銀行代理業

銀行代理店制度は，従来，法人代理店につき100％子会社等に限定され，また代理業務以外の業務の兼営が禁止されており，十分活用されていなかった。

金融サービスに対するアクセスを確保・向上させ，金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう，銀行代理業について銀行との出資関係を不要とするとともに他業の兼営についても可能にし，様々な業者の参入を可能とした。他方，銀行代理業の適正かつ確実な遂行を確保するため，銀行代理業への参入を許可制とし，他業の兼営については個別承認制とした[5]。

（3）　資金移動業の創設

利用者の利便性の向上や決済サービスに係る国際競争力の強化の観点から，イノベーションと競争を促進し，多様な担い手によるサービスの提供を図るため，従来は銀行に限られていた送金を他の主体にも認める資金移動業の制度整備が行われた[6]。

資金移動業の創設により，送金サービスがITとより結びつき，クレジットカードもあわせ，キャッシュレス，タッチレスを推進する原動力となっていった。また，競争を通じて既存の金融機関のサービスも向上することとなった。

（4）　オープンAPI

2016年の銀行のIT子会社規制緩和に続く翌年のオープンAPIの法改正は，金融庁がFintech推進に向けて本格的に動き出した，との印象を与えたものであった[7]。

法改正の背景として，Fintech業者が，従来金融機関が担ってきた業務を分化させた上でその一部をサービスとして提供する「アンバンド

4　銀行法等の一部を改正する法律（平成13年3月6日提出，平成13年11月2日成立）
（https://www.fsa.go.jp/houan/151/hou151_01a.html）
5　銀行法等の一部を改正する法律成立日（平成17年10月4日提出，平成17年10月26日成立）
（https://www.fsa.go.jp/houan/163/01a.pdf）
6　資金決済に関する法律（平成21年3月6日提出，平成21年6月17日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/171/01/gaiyou.pdf）
7　銀行法等の一部を改正する法律（平成29年3月3日提出，平成29年5月26日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/193/01/setsumei.pdf）

リング化」が進展していた。一方で Fintech 業者は銀行と顧客の間に立ってサービスを提供していたが，顧客から提供されたパスワードをそのまま用いるなど，金融機関と明確な法的関係を構築することなく行われていた。

本改正は，金融機関と FinTech 企業とのオープン・イノベーション（外部との連携・協働による革新）を進めることが目的である。顧客からの委託により決済指図の伝達や口座情報の取得・顧客への提供を行う電子決済等代行業者について登録制を導入し，銀行と API を通じて連携することで様々なサービスを win-win の関係で安全に提供していくことを目指した。

このオープン・イノベーションの方向性は銀行と Fintech 業者の接点やコラボレーションを大幅に増やし，Fintech 企業の発展とともに既存金融機関のサービス改善を促していくきっかけとなっている。

オープン API の背景として，当時の Fintech をめぐる以下の状況があった。

従来は，銀行等の金融機関は，隅々まで張り巡らされた店舗網や，堅固で緻密な ATM 網を含むシステムから得られる様々な情報，顧客接点が力の源泉となり，同時に金融の参入障壁にもなっていた。この力や参入障壁を背景に，金融機関の提供する金融商品は，利潤の小さいものから大きいものまで包括的な品ぞろえを提供することができ，総合採算を確保していた。

この状況がスマホ，AI など Fintech の進展により変わった。クロスボーダーの決済やカードや送金等の決済に関する顧客接点部分について，特定サービスに特化した Fintech 企業の参入が行われ，ビッグデータ，AI を用いてリアルタイムの生活情報の収集，その自動的な分析，これに基づく安価でテーラーメードなサービスの提供を行うようになった。この参入が行われた部分は，結果として利潤が大きい部分ということでもあったと考えられる。

（5） 金融サービス仲介業

さらに，2020年の法改正では，横断的な金融サービス仲介業が創設された[8]。

ネットバンキングをはじめ，現在の金融は，スマホ自体が金融の端末となって，一つのアプリを窓口にして，銀行・証券・保険をはじめとする様々な金融・非金融のサービスを提供する流れが生じている。

このため，ワンストップサービスで銀行，証券，保険のサービスを提供する仕組みを制度化し，一つの登録で銀行，証券，保険すべての分野のサービスの仲介を可能とする，ワンストップ提供に最適化した「金融サービス仲介業」を創設した。

その提供するサービスも，スマホでの提供に適した，複雑でなく，定着していて，高度な説明を要しないものとし，内容も，契約の締結の媒介を対象としている。この制度では，銀行では所属銀行という要件を課していないこともポイントである。

なお，同じ法案で，資金移動業者にも100万円を超える送金が可能な類型を作った。

このように，Fintech 分野では，「オープンイノベーション・多様な主体の参入・協働」の法改正が多い。様々な新しいプレイヤーの参入

8　金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年３月６日提出，令和２年６月５日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/02/youkou.pdf）

を可能とする業務を，諸外国のサービスも参考にしながら制度化していっている。

1.3　第三の類型―市場等の金融インフラの電子化

インフラ面での電子化は，全ての業者が電子的な対応を行うため，実務を抜本的に簡略化してスピードアップし，デジタル化に伴う情報の利活用も進むため，制度改正と同等またはそれ以上の効果的な施策となる場合が多い。

（1）　株式等振替制度

「社債，株式等の振替に関する法律」の制定で株式等振替制度を導入したことにより，上場会社の株式等に係る株券等がすべて廃止され，株主等の権利の発生，移転及び消滅が，証券保管振替機構と証券会社等に開設された口座において電子的に行われることとなった[9]。

この株式等振替制度の対象は，上場株式だけでなく，新株予約権，新株予約権付社債，投資口，優先出資，ETF なども含まれる。

（2）　犯収法のオンラインによる本人確認

2018年に，犯罪による収益の移転防止に関する法律に関し，警察と協働してオンラインによる本人確認を導入した。

国際的にマネロン・テロ資金対策は極めて重要な課題であり，各国は厳格な顧客の本人確認手続によって犯罪への利用を防ぐことが求められている。

従前は，この本人確認手続きにあたり，転送不要郵便の受取りというオフラインの手続きが必要であったため，この手続きを面倒と感じる Fintech サービス利用希望者が本人確認手続をやめ，サービスの利用を諦める実態があり，Fintech 事業者の改善要望も極めて強かった。

この本人確認を，ビデオ通話，本人の顔撮影，銀行等への照会，顧客名義口座への少額振り込みといったオンラインの電子的な手続だけで完結する本人確認を導入し，Fintech の推進を図った。

（3）　決済インフラの改善

直近では，全銀ネットにおける銀行間の送金コストの低減や，全銀ネットへの参加資格が資金移動業者に拡大されている。

制度見直しのきっかけとして公正取引委員会の実態調査[10]がなされていた。一方で，銀行にとって，資金移動業者は決済面でのライバルであるが，この参加を可能とすることで，全銀システムの将来的利用を確保するという，戦略的かつ大局的な判断もこの改善の背景にあったと考えられる。

これに加え，少額送金である「ことら送金」の仕組みも整備された。10万円以下の小口送金で，J-Debit をベースにしたもので，アプリにログインして，受け取り口座と携帯番号を紐付け登録することで，ユーザー同士で簡単に送金することができる。一般に，手数料は事業者が負担することによりゼロとされている。

（4）　給与デジタル払い（デジタルペイロール）

金融インフラ面での大きな変化として，給与デジタル払いがある。労働法令上，従来は給与

9　株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成13年５月24日提出，平成13年６月20日成立）（https://www.fsa.go.jp/houan/151/hou151_02b.html）

10　フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について（令和２年４月21日公正取引委員会）

の受け皿は銀行と証券会社であったが，本年4月からは，要件を満たす資金移動業者[11]も給与の支払い対象となり得ることとなった。

銀行の大きな強みとして，給与の支払い口座となり，ここから様々な支出がなされ，その決済を行うという点がある。今後は，要件を満たす資金移動業者についてもこの受け皿となりうることとなり，様々なサービス競争や合従連衡が展開されることとなるので，注目していく必要がある。

（5） マイナンバーカード

インフラ系の仕組みとしては，マイナンバーカードが非常に重要である。マイナンバーの付番が証券口座では既に行われているが，預貯金口座へもマイナンバー付番がなされていくことが見込まれると共に，マイナンバーカードICチップの空き領域の民間活用も広がっていくことが期待される。

1.4 第四の類型―ブロックチェーンによる暗号資産・トークン化

（1） 暗号資産の特殊性

暗号資産[12]について金融規制を設けるにあたり，以下の2つの大きなポイントがあった。

第一に，暗号資産自体が，金融なのか，モノなのか，電子データなのか，金融であるとしても通貨か，証券か，明らかではないという論点である。金融でないなら，そもそも金融庁で規制すべきなのかということにもなる。

暗号資産に関しては，マネロン・テロ資金防止のための国際的な政府間の集まりであるFATF（Financial Task Force，金融活動作業部会）のガイダンス上，暗号資産の交換所は，法定通貨との交換を通じ，既存の金融システムとの出入口に当たるとされており，金融規制の対象とした当時の判断は正しいものであったと考える。実際，今日から見ても，暗号資産と資金移動を金融庁が規制していることで，暗号資産と，法定通貨を裏付けとするステーブルコインとの切れ目のない法制が実現できている。

第二に，ブロックチェーン技術を用いた暗号資産のネットワークの形が，従来の金融のように金融機関がハブとなり，金融機関を通して顧客とやりとりする形とは異なっており，個人間の移転（P to P）を可能とすることをねらったものであった（図表2）。

従来の金融では，取引のハブである金融機関さえ規制しておけば金融の流れは抑えられる。しかし，ブロックチェーン技術を用いたビットコインではネットワークの形が変わり，その移転に業者を通す場合もあったが，ほぼ無限に生成可能なアドレスを用いて個人Aから個人Bに電子的に直接送ることができる，分散型ネットワークと呼ばれる形をとっている。

金融機関ハブ型のネットワークでは，個人間の直接のやりとりが存在しないため，金融機関に業規制をかければ，利用者保護という金融規制の大きな目的は達することができた。一方，P to P（パーソン・ツー・パーソン）で移転することも可能なネットワークの場合，交換業者を規制しても，利用者保護などが完全に果たされたとは言えないという大きな違いがある。規制導入時の議論は，暗号資産の利用実態を見る

11 厚生労働省HP
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html）

12 2016年法改正当時は仮想通貨とされていたが，後の法改正で暗号資産に改められているため，本稿では，暗号資産で統一して表記する。

図表２　◎ネットワークの姿－分散型の出現

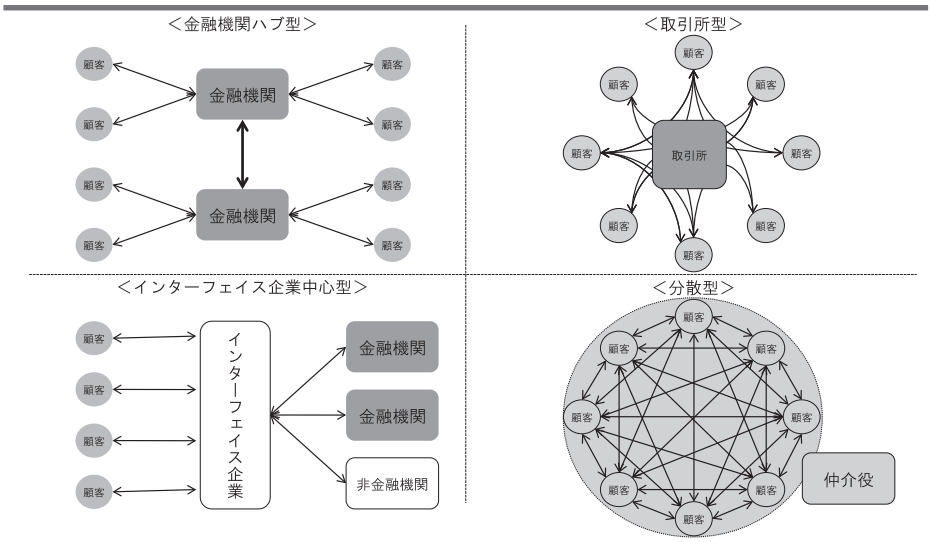

と，個人の入手は交換所を通じて行うことが主な方法で，暗号資産を交換所において法定通貨に交換できることが暗号資産の利用の前提となっていたものであり，また個人に業規制をかけることは現実的に困難なため，暗号資産交換業者を規制対象とする形をとっている。

（２）　暗号資産交換業の法整備

このような考え方に基づき，2016年に暗号資産に係る法制度の整備が行われた[13]。

制度改正の背景として，ビットコインを扱っていたマウントゴックスの破綻による利用者被害もあったが，一番の原動力となったのは国際的なマネロン・テロ規制の議論であった。暗号資産がマネロン・テロに使われる懸念があったため，マネロン・テロ資金防止のための国際的な政府間の集まりであるFATFのガイダンスにおいて「各国は，仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し，登録・免許制を課すとともに，顧客の本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである」と決定された。

他国の法制では，業規制を前提とせず，マネロンの規制を実効的に課すことも行われていたが，日本の犯罪収益移転防止法においては，規制の実効性確保も勘案して，暗号資産交換業などの業規制をかけた上で犯収法の対象とするというのが一般的な手法となっていた。

これに対応するため，暗号資産の交換業者に登録制を導入し犯収法で口座開設時における本人確認とともに，顧客財産と業者財産の分別管理を義務づけた。この業者規制は日本が世界に先駆けて行っており，この分別管理義務があったため，先般のFTXの事例でも効果的な対応が可能となっている。

13　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年３月４日提出，平成28年５月25日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/190/01/setsumei.pdf）

（3） マネロン・テロ規制の国際的重要性と暗号資産

ブロックチェーンを用いた資産が日本で金融規制の対象になるか否かは，暗号資産の例を見れば分かるように，FATFで国際的にマネロン・テロ規制の対象とされるかどうかが重要なポイントとなる。

その資産に関連してマネロンやテロの資金供与が行われており，FATFがその資産をマネロン・テロ規制の対象とすべきだと結論付けた場合，日本でも本人確認義務等のマネロン・テロ規制を課す必要が生じ，その資産を取り扱う業者に金融その他の業規制をかけた上で本人確認義務を課されるというのが一般的である。

FATFは，マネロン・テロ規制の基準を作り，各国がこれを遵守しているか，立法や執行の状況について審査をしている。仮にその審査結果が悪い場合は，金融機関の国際金融業務などで多大な障害が生じ，国民生活に大きな不便が生じることとなる，国際的に極めて重要な枠組みである。

なお，マネロン・テロ規制は，日本と欧米諸国ではその重要性に関する国民の感覚に極めて大きな温度差があると感じる。欧米諸国では，いわゆる9.11事件をはじめ，日本よりはるかに多くの深刻なマネロン・テロ被害が生じているため，継続的な本人確認が不十分な口座の使用禁止などの措置に対する国民の理解もはるかに進んでいる。マネロン・テロは国際的にその防御が弱いところを活動拠点とするため，将来に渡り日本のマネロン・テロ対策が国際的に問題視されないよう，強化していく必要があり，欧米並みの国民の理解を得ていく必要がある。

仮定の話として，後に触れるWeb3.0についてこれを当てはめると，仮にweb3.0を用いて世界的にマネロン・テロが行われている，という実態があり，FATFがWeb3.0をマネロン規制の対象とすべき，と結論づけることになれば，それがマネロン・テロ規制の対象となると同時に金融又は他のモノ・サービスに関する規制が課される可能性が高くなることとなる。

（4） 金融のワンストップ・サービスである金融庁と暗号資産

日本を除くG7各国では，金融システム・銀行・証券・保険を多数の機関が所管している一方，日本の金融庁は，全ての金融分野を所管する，金融のワンストップサービスである（図表3）。これにより，日本では暗号資産などの既存の金融の枠組みに入らない新しい資産についてのタイムリーな対応が可能となっている。

例えば，アメリカは，SEC，CFTC，OCC等々，金融規制当局が非常に細かく分かれており，暗号資産の規制を考える場合，それが証券なのか，先物なのか，通貨なのか，関係機関で協議の上決定しないと，組織の所管が決まらないため，規制の導入も時間がかかり，難しい。

一方で，金融庁は金融規制のワンストップサービスになっているので，暗号資産について証券か，銀行か，貨幣かを予め決める必要もなく（暗号資産は従来の金融商品の枠組みで捉えられるものでもない），「証券か通貨かはともかく，金融に関連しており利用者保護を図り，マネロン・テロを防止し，業の健全な発展を図る必要があるのだから，金融をワンストップで所管している金融庁で規制を導入しよう」という判断ができる。暗号資産の定義も，「交換可能な電子的な価値で，通貨建てではないものという」とのFATFの定義をほぼそのまま用いて実態に応じた対応ができ，無理に証券や通貨の

図表３　金融庁は金融システム・銀・証券・保険全てを所管

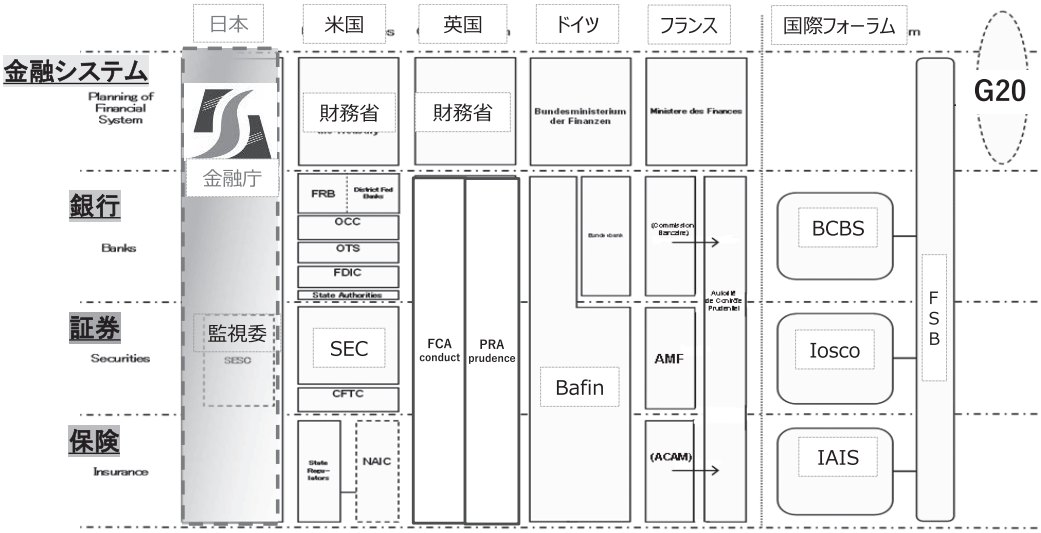

定義に引きずられなくて済む。

なお，この迅速な対応ができ，規制が導入できるという点は利用者保護では大変なプラスであるが，注意も必要になる。規制当局が分断されているケースでは，一般論として，大規模な利用者被害の問題が起こった場合，規制を作ろうと思っても大変な時間がかかるため，悪い言い方をすれば規制なしに大規模な被害が今後とも生じうるということになるが，良い言い方をすれば大きな被害の可能性は残るにしても引き続き様々なチャレンジが行われ，結果としてイノベーションに寄与する可能性があることにも留意が必要である。

なお，金融庁で規制を検討する場合，金融審議会等の場で規制の是非を含む様々な論点について議論を行なっている。

（５）　ICO，STO

ブロックチェーンを用いた資金調達（ICO）についても，詐欺的な事案が多い等の指摘がある中，ICO に適用されるルールが不明確だったので，2019年の制度整備で金融商品取引法が適用されることを明確化した[14]。

現在は STO として不動産や社債などを中心に事例が出てきており，ユースケースが積み上がっていくことが期待される。

（６）　ブロックチェーンを活用した金融のメリット・デメリット

ブロックチェーンを活用して提供される金融の仕組みにはメリットとデメリットがあることには注意が必要である。

(a)　管理者がいないためプログラムで動き，システムがとまらない信頼がある一方，欠陥があってもサービスがとまらない。したがっ

14　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年３月15日提出，令和元年５月31日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/setsumei.pdf）

て，当局としてもとめようがない。

(b) ブロックチェーン上の記録の変更ができないため信頼できるが，問題がある取引の巻き戻しができないため，被害に遭った利用者の救済が難しい。

(c) コミュニティが分散されており，誰かにコントロールされることはないが，利用者にとって責任主体の特定ができないのは当局にとってもデメリットである。また，特定の管理者がいないと言っても，コントロールしているのは極めて少数の人間ではないのかとの指摘がある。

(d) 匿名性が高くプライバシーが保たれる一方で，利用者が犯罪に巻き込まれる可能性があるため，マネロン・テロ資金の防止が必要となる。

(e) 秘密鍵等を用いて個人間でもP to Pの移転が可能である一方，秘密鍵がとられたら大きな問題になる。

(f) 裏づけ資産なしでも開発が可能である一方，価格変動が大きいことを意味し，利用者保護の問題も生じる。

1.5 イノベーションに向けたチャレンジの後押し

金融庁ではこれまで述べた制度整備のほか，Fintechイノベーションの推進策を講じている。

第一が，「FinTechサポートデスク」である。フィンテック企業や既存の金融機関が，法令解釈の明確化や，個別事案のガイダンスについて問い合わせがある場合にワンストップで対応する相談・情報交換窓口を金融庁に設けており，例えば法令解釈など平均一週間程度で回答を行っている[15]。

第二は「FinTech実証実験ハブ」であり，新たな実証実験を行おうとするFintech企業や既存金融機関に対し，関係省庁とともに金融庁の総合政策局，監督局，企画市場局のメンバーが担当チームをつくって相談に乗り，その実現に協力している[16]。実証実験ハブは，監督当局も含めその実験に協力すること，また採択段階で公表されるため，デファクトスタンダードを目指して努力する企業にとってもアナウンスメント効果も高いことなど，採択された企業にとってかなり効果が高いものとなっている。これまで銀行，保険会社を含めて参加している。今後とも，その活用については例えばコンプライアンス等の規制対応も含め，証券会社の利用もありうるのではないか。

第三に，「FinTech Innovation Hub」において，Fintech企業の実態を把握し，政策形成に活用するため，ヒアリングなどを実施している。

第四に，「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」を設け，先進的な取組みの実施を検討する金融機関を，ITガバナンスやITリスク管理等の観点から支援することとしている。例えば，主に地銀など金融機関の基幹系システムが肥大化・複雑化してコストが高くなっている場合に，新しい取り組みとして

15 FinTechサポートデスク
Tel 03-3506-7080（平日9時30分～18時15分）
金融庁HP（https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html）

16 受付時間：平日9時30分～18時15分
メール　：pochub@fsa.go.jp　電話番号：03-3581-9510
金融庁HP（https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html）

オープン系システム，コンポーネント化・マイクロサービス化，クラウド化などの取組みについて監督局がサポートしていく。監督局のサポートを得つつ新しいシステムに取り組むという意味では，証券会社にとっても選択肢の一つとして考えられる。

これらの金融庁独自のチャンレジ支援に加え，省庁横断の制度として，グレーゾーン解消制度，規制のサンドボックス制度，新事業特例制度も存在し，Fintech 企業，金融機関の更なるチャレンジが強く望まれる。

2．最近の金融の動きと Fintech 行政の方向性

2.1　金融のプラットフォーム化

次に，最近の Fintech をめぐる動きについて見てみたい。

GAFA を初め，さまざまなＥコマース企業や情報企業が，金融サービス・非金融サービスを組み合わせて情報の利活用を行い，プラットフォーマーとして活動している（図表４）。プラットフォーマーは，その利用者数が多いほどネットワークの利便性が上がり，更に利用者が増えていくという直接ネットワーク効果に加え，利用者が多いほどアプリなど関連サービスも増えていくという間接ネットワーク効果も大きくなる特性を有する。ビッグデータが集積され，一つのアプリを入り口にして様々な金融，非金融を通じたフルラインのサービスが提供される。プラットフォーマーは，利用者が毎日使用するアプリになることを目指し，ポイント制などの優遇措置を設け，利用者がなるべくプラットフォーム内で活動をしてもらうよう囲い込みを図り，利用者は例えばプラットフォーム内での借金は確実に返すなど，プラットフォームから排除されないように忠実に行動するというのが典型的な手法である。

従前の銀行は支店網を軸にフルラインの金融サービスを提供していたが，現在はプラットフォーマーが情報を軸として金融・非金融を通じたフルラインのサービスを提供していることになる。

日本でも，メガバンクグループを含め，様々な金融機関がプラットフォーマーを目指して努力している。銀行は決済業務を担っており，Ｅコマースを含めたサービスの裏側に決済があるため，プラットフォーマーに親和性がある。証券についても資産運用を基盤とする情報があり，保険でも健康を含めた様々な情報を有しているため，これらの分野でもプラットフォーマーを目指す動きが見られていく可能性がある。カギになるのは参加者の数やサービスの内容であり，多くの参加者を有する他業種との合従連衡をどう行うか，ビッグデータを顧客利便にどう繋げていくか，顧客や連携する企業との win-win の関係をどう作れるか，様々な戦略に基づく動きが見られていくことになる。

2.2　デジタル化に向けた金融行政の方向性とポイント

これまで触れてきた制度改正や金融の流れを踏まえ，現在のデジタル化に対応した金融行政の方向性について説明する（図表５）。

第一のポイントは，デジタルを利用して利用者利便向上やイノベーションを担うプレイヤーの成長のための制度整備を行っていくことであり，最近の金融法制はこの流れに沿ったものになっている。高度なサービス，イノベーション

図表 4　最近の金融の動きープラットフォーマーの出現

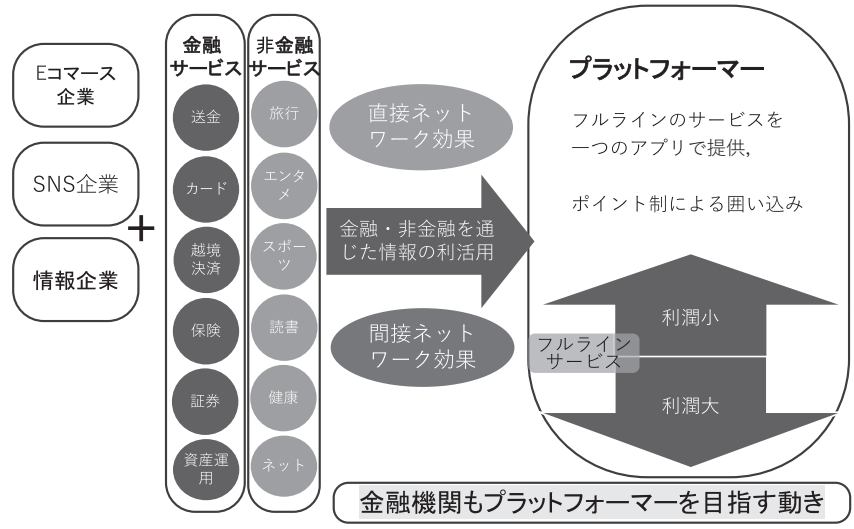

図表 5　デジタル化に対応した金融行政・モニタリングの方向性

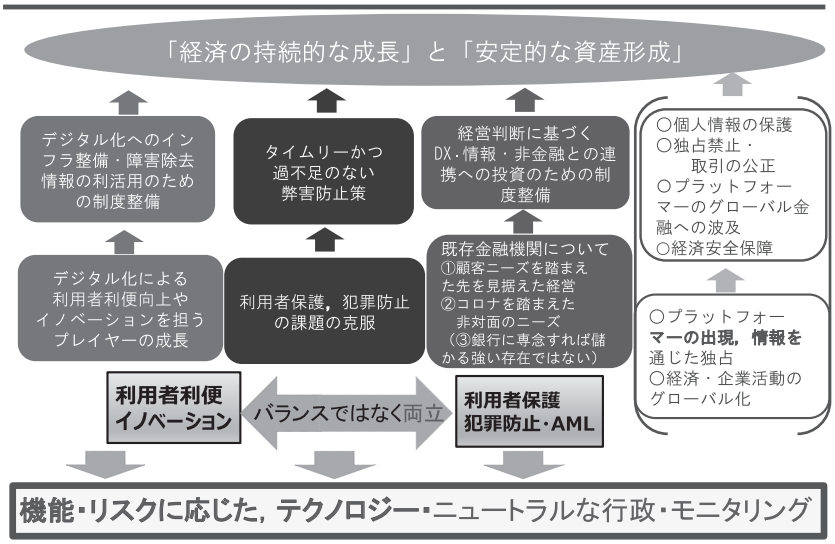

にもつながるし，新しいプレイヤーの成長を通じた日本の経済成長も実現していかねばならない。

第二に，金融は国民の大切なお金を扱うものなので，制度整備や制度の執行にあたり，利用者保護やマネロン・テロの犯罪防止についてタイムリーかつ過不足のない弊害防止策をとる必要がある。同時に，様々な事故を防止して金融システムの安定も図っていく。

第三に，金融機関については，顧客ニーズを踏まえた先を見据えた経営，コロナや人手不足を契機とする非対面のニーズに応え，デジタル化や地域経済への貢献など，自己のビジネスモデルを確立に向けてチャレンジを続け，当局は

そのための規制緩和を含めた環境整備を進める。

金融機関の業務範囲の拡大の背景として，巨大プラットフォーマー等の出現により，以前と比べ銀行が産業を支配するような存在ではなくなっていること，地域人口の減少で将来の地域の生活・経済の維持が課題となり，地域金融機関がその影響を受ける結果，金融機能が最低限維持すべき，インフラとしての公共的側面を強めていることが挙げられる。

現在，IT を利用した金融と非金融の垣根を超えたサービスが広がっているのは前述のとおりである。また，地域金融機関に対しても地域経済の支え手としてのニーズも強くなっている。各金融機関は，DX・情報・非金融との連携や，地域商社的な地域貢献も含め，自己のビジネスモデルの確立に向け，改正により広がった業務範囲を活用し，工夫していく必要がある。

第四の視点として，従来の金融庁の政策分野では必ずしもない重要な視点が新たに生じている。巨大プラットフォーマーやビッグデータに関連する独占等の競争法上の論点や，経済・企業活動のグローバル化を受けたグローバルステーブルコインの出現のほか，経済安全保障の論点が出てきている。これらの点についてもグローバルに俯瞰し，総合的に問題点を捉えた上でのアジャイルな政策判断，企業行動が必要になる。

上記の 4 点を踏まえたデジタルのあるべき施策についての考え方の基本は，イノベーションと利用者保護の両立である。利用者利便・イノベーションと利用者保護・マネロン犯罪防止のバランスをとるということはよく言われているが，バランスをとるだけでは足りない。イノベーションなしに経済の発展はないため，イノベーションへのチャレンジは必ず起こさなければならないし，同時に利用者保護が大きく損なわれてもいけない。両者が高いレベルで必ず実現するように，法制，ガイドライン，サンドボックス，自主規制，業者との対話など，あらゆる選択肢を工夫して用いる必要があるし，各金融機関も他企業との連携，合従連衡，社内ベンチャー，若手の活用を含め，ギリギリの努力をしていく必要がある。この点は，国際的な規制・サービスの競争にもなっていることに注意が必要である。

2.3　金融機関と Fintech 企業の比較

次に，これまでの経験から金融機関とフィンテック企業の違いを，金融機関が Fintech 企業から参考にすべき点があるかという観点から感覚的に述べてみたい（図表 6 ）。

なお，最近の金融機関は様々な努力を重ねており，以下の記述には Fintech 初期段階の金融機関へのステレオタイプ的な感想もあえて含んでいることをあらかじめお断りしておく。

一つ目は，Fintech 企業はユーザーが何を求めているかという観点からサービスを発想していくのに対し，既存の金融機関は，供給側の視点で，どのようなサービスを提供可能かという観点から顧客サービスを発想する面がある。Fintech 企業は，ユーザーがどんなペインポイント（苦痛や不満）を持っているか毎日声を集め，解決のため会議を行い，その改善のためにアプリ開発を内製化し，改善を繰り返している。また，技術者も顧客サービスを経験し，営業も技術者とのコラボを経験することで，顧客の立場でサービスを開発できるようにすることも多い。さらに，他企業との合従連衡でユーザーを増やし，利便性を増し，金融と非金融を

図表 6　Fintech 企業と金融機関の比較

①ユーザー視点でサービスを発想

⟷ 供給側の視点で顧客を発想

○ユーザーのペインポイントを見つけ，毎日改善
　そのためにもアプリ開発の内製化で改善のスピードアップ
○技術者も顧客サービスを経験，営業も技術者とのコラボを経験
○金融・非金融を通じたデータの利活用し，金融の枠を超えたサービス
　（他企業との合従連衡でユーザーを増やし，利便性を増す）

②スピード感あるアジャイルな意思決定・実行

⟷ 時間をかけた意思決定

○経営トップのビジョンとコミットメント
　攻めのデジタルの責任者はトップに直結した実力者
　子会社形態の活用（親会社トップからの十分な権限移譲）
○若い力・外部の力を活用
○海外のFINTECH企業の先行事例に学ぶ態度

通じた横断的サービスを提供している。

二つ目の違いは，Fintech 企業ではスピード感ある意思決定がなされ，アジャイルに軌道修正が行われるのに対し，金融機関では意思決定にかなり時間を要し，また計画の修正にも時間がかかるということである。金融機関と Fintech 企業では規模も全く違うので，必然的な違いになるが，Fintech のようにどの分野が伸びるか予めわからない場合には，アジャイルな意思決定でないと対応が難しいのも事実である。

金融機関が Fintech 企業のようなアジャイルな行動をするためには，経営トップがどれだけビジョンとコミットメントを持って後押しするかがポイントになる。ATM システムなどの守りの分野は別として，攻めのデジタルの責任者がトップに直結した実力者だとうまくいく場合もある。また，子会社形態の活用や，若い力や外部の力も活用するのも重要なポイントとなる。この場合には十分な権限移譲が必要となる。

既存の金融機関がこれらの推進施策を進めるにあたり，例えば企画市場局や監督局だけでなく，総合政策局のフィンテック参事官室などの Fintech 部署とも連携して Fintech 推進の仕組みも活用し，多角的に話を進めていくのも有効である。なお，金融庁は，先般の組織改正で FinTech サポートデスクを含め，全ての Fintech 関連の人員をフィンテック参事官室に集めている。

3．今後の Fintech 規制のポイント

3.1　決済のデジタル化とグローバルステーブルコイン，中央銀行デジタル通貨

暗号資産については，デジタルによる送金（デジタルマネー）とブロックチェーン技術を使った権利移転（トークン）という二つの側面で様々な動きが出てきている（図表 7）。

デジタルマネーとトークンの交点に入るのが，いわゆるステーブルコインと中銀デジタル通貨で，近年では，民間サイドの動きとして，いわゆる Libra 構想が出現し，グローバルス

図表７　最近の規制の焦点…デジタル金融・ブロックチェーン技術

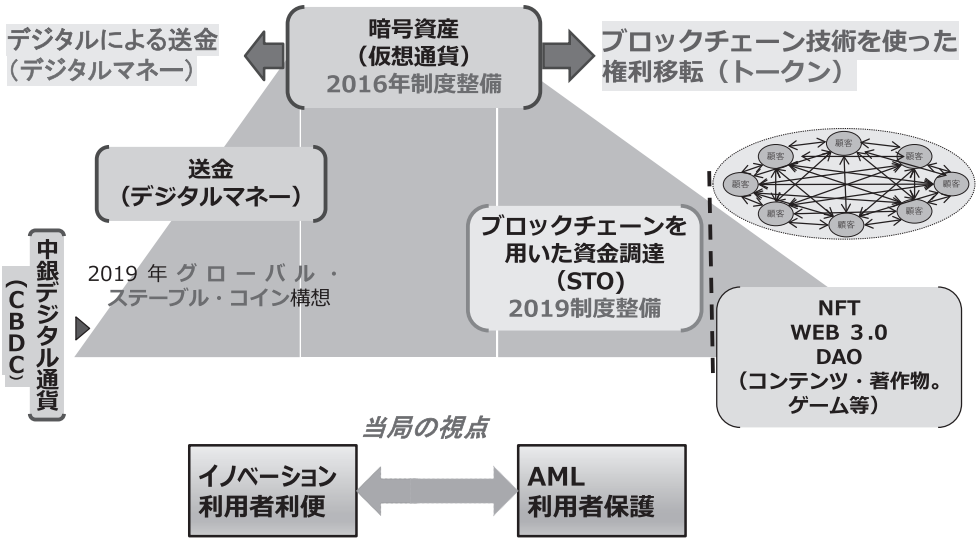

テーブルコインについての議論が活発に行われたのが記憶に新しい。

巨大プラットフォーマーのネットワークを併せ考えると，グローバルステーブルコインは，一国の金融システムのみならず，世界の金融システムにも影響を与えかねないとの認識が各国の金融当局で共有された。このようなグローバルステーブルコインについては，G20において，様々な検討，声明が出されたのち，「我々は，いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も，関連する全ての法律上，規制上及び監視上の要件が，適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。」との声明が出されている[17]。

このグローバル・ステーブルコインや，国内のリテール決済の大半で使われている資金移動サービスの出現も背景として，各国で中央銀行デジタル通貨の動きが活発化しているのはいわば自然な流れと言える。例えば，中国では中銀デジタル通貨の動きが非常に進んでいるほか，ＥＵも熱心に取り組んでいる。日本銀行も，民間との関係も含め，様々な努力を重ねている。

各国や世界のデジタルマネー，およびその裏にある決済情報に関連して，どのような主体が，どのようなサービスを提供し，どのように情報を活用していくか，中銀デジタル通貨における中央銀行と民間の役割分担も含め，今後の動きに注目していく必要がある。

グローバルステーブルコインの動きとは別の話だが，ステーブルコインについては日本でも法制化が行われたところである[18]。

暗号資産や NFT の取引の裏側でステーブルコインが使われているが，これは共にブロック

17　G20財務大臣・中央銀行総裁会議（令和３年７月９-10日　於：イタリア・ベネチア）
（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/g20_20210710.pdf）

18　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年３月４日提出，令和４年６月３日成立）
（https://www.fsa.go.jp/common/diet/208/03/setsumei.pdf）

チェーン技術を用いており，自動処理が簡単であることによる。

なお，日本のステーブルコインの法制化における「ステーブルコイン」は，外国のそれとは意味が違うので，どちらの定義で用語が使われているか，注意が必要である。

日本では，基本的に，裏付けが銀行預金，資金移動業，信託受益権など，法定通貨であるものを「ステーブルコイン」と呼んでいる。一方で，いわゆるアルゴリズムで価値を安定させる仕組みのものについては暗号資産として整理している。すなわち，日本の法制で「ステーブルコイン」と言う限りは，きちんとした法定通貨の裏づけを基本的に求めている。ワンストップサービスである金融庁の守備範囲の広さを活かして，暗号資産と資金移動，銀行の切れ目のないシームレスな法制として，利用者保護にも配意しつつ実態に応じた対応が行われている。

一方，諸外国では，法定通貨の裏付けで発行されるものに加え，アルゴリズムで価値の安定を試みるものもステーブルコインと呼ばれていることが一般的である。アルゴリズムによる安定がうまく働かないような市場の圧力があると価値の維持が困難となるが，海外で実際にそのようなケースも見受けられ，利用者は損害を受けることになる。

3.2　ブロックチェーンとNFT，WEB3.0

新しい流れとして，ブロックチェーンを利用したSTOとは別に，NFTやWeb3.0が出現しており，これをどう捉え，推進していくかが課題になっている。

NFT（Non-Fungible Token）は，偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり，ブロックチェーン上で，デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や，取引履歴を追跡できる機能を持つものを指すと言われている。

DAO（Decentralized Autonomous Organization，分散型自律組織）は，中央集権的な存在に支配されることなく，誰でも参加可能な組織であり，取引が自動的にブロックチェーン上に記録されるため，透明性と公平性に富んでいるというのが一般的な捉え方である。

Web3.0は，ブロックチェーン技術を基盤とする分散型のインターネットで，GAFA等の強力なプラットフォーマーに依存しないところがその魅力であるとされている。

Web3.0等については様々な評価がなされており，実際には決定権が集中しているケースも相当あると言われている一方で，様々な発展の可能性があると言われている。発展の可能性を有するものであることからイノベーションの推進の観点から，スタートアップ等による様々なチャレンジを支えるべく環境整備をやっていこう，というのが現在の方向性であると考える。

金融規制との関係については，明らかに金融機能を担っているケースは別として，Web3.0やNFTについては，必ずしも現時点で金融として早めに金融その他の規制の対象とする場合，過度な規制となりイノベーションを阻害することも考えられる。したがって，ユースケースも固まっておらす方向性が必ずしも明らかでなく，マネロン等の問題が生じない現段階では，実態をよく勉強することが重要で，あえて金融規制が前面に出ないほうがいいのではないか，と個人的には考えている[19]。

19　Fintechをめぐる状況はテクノロジーの進歩，ユースケースの出現で急激に変化するものであり，あくまで現時点の見解である。

いずれにしても，ポイントになるのは，イノベーション・利用者利便と，P to Pの移転が可能なトークンがマネロン・テロに比較的使われやすいこと，というバランスの考え方である。

これらについて，金融行政方針は，暗号資産の新規取り扱いについて迅速な取り扱いが実現できるようにすることや，NFT等のアイテムやコンテンツ等が暗号資産に該当するかしないかについての解釈の明確化，暗号資産（いわゆるガバナンストークンを含む）のうち発行体保有分の課税に関する課題への対応，信託銀行による暗号資産の信託の受託（カストディ業務）を可能とする制度整備などを行うこととされており，施策が講じられている。

具体的には，信託銀行が暗号資産をカストディできるよう，昨年制度を改正している。

また，ガバナンストークンについて，暗号資産の発行法人がさまざまな投票権を持つために自分で保有しているものについても期末に時価評価され，税がかけられるので，日本で起業しにくいという話がよく聞かれていたため，令和五年度金融庁税制改正では，事業成長のために自己保有している部分は時価評価課税の対象外とされた。

ブロックチェーン，Web3.0，Daoをはじめとする新しい動きや技術については，規制当局と事業者の対話・協働，各国規制当局の協調・協働，機能やリスクに応じた規制，そしてソフト・ローの活用など，多様なアプローチが必要になる。

また，規制当局，事業者に加え，エンジニアや利用者も参加するエコシステムを意識するのが重要である（図表８）。通常，金融の世界での検討は，事業者と利用者と規制当局であるが，この中にエンジニアも入れて技術的な対話をしていくことがポイントになってくる。

ブロックチェーン技術に基づく分散型金融システムについて，G20の議論を受けて，規制当局や技術者等を含む幅広いステークホルダーとの対話を行うため，Blockchain Governance Initiative Network（BGIN）[20]が設立されており，金融庁もその活動に貢献している。

４．終わりに－個人的感想－

終わりに，これまでの経験を通じてFintechに関し思うところを述べたい。

4.1　チャレンジの推進による経済の発展

ビッグデータ，AI，スマホを活用し，金融と非金融を通じた様々なサービスがグローバルな競争の中で生まれており，新しい成長分野として日本経済の発展につなげていくことが重要である。

このため，新分野のイノベーションに向けたFintech企業や金融機関のチャンレジが必要であり，同時にこのための環境整備も進めていく必要がある。これと同時に，金融の大きな目標として利用者保護・金融システムの安定も確保しなければならない。

イノベーションの推進と，利用者保護・金融システムの安定の両立を官民ともに必死になって創意工夫し，チャレンジを続けなければなら

20　BGIN公式サイト（https://bgin-global.org）
金融庁HP　G20：分散型金融システムのガバナンスの課題についての取組み
（https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/information.html）

図表 8　解決の選択肢ーイノベーションと利用者保護・犯罪防止の両立

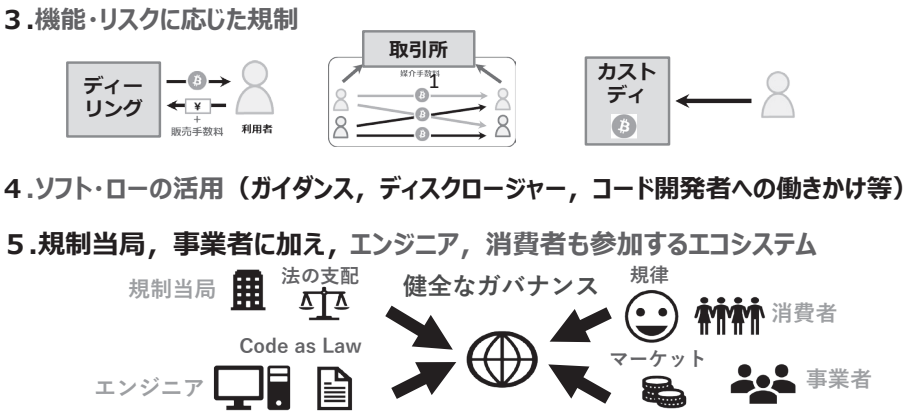

ない。

4.2　アジャイルな意思決定と制度，法執行

Fintech をめぐる状況は，テクノロジーの進歩，ユースケースの出現で急激に変化するものであり，グローバルステーブルコインのように新たな論点が一夜にして出現してくることもある。

これらへの対応において，既存の法的枠組みや考え方に過度に固執することなく，実態を踏まえたアジャイルな対応が求められる場面が生ずる。

前述の現状の WEB3.0（明らかに金融機能を有するものを除く）のように，実態も明らかでなく，発展可能性があるものは，あえてすぐに規制というアプローチではなく，よくその実態を見極めるというのも一つの考え方である。

また，金融をめぐる国際環境を含む諸情勢も日々変化するため，一度出した結論が常に正しいとも限らない。金融規制についても，業者の予測可能性についても配慮しながら，規制緩和やリスクに対応した規制強化について実体に応じた変更も必要となる場合があり，法令，ガイドライン，自主規制，サンドボックス，業者や技術者との対話を含めてアジャイルに対応していく必要が出てくるのではないか。

また，Fintech 企業や金融機関も，Fintech に対してよりアジャイルな意思決定が求められるのは前述のとおりである。

4.3　グローバルな競争政策，個人情報保護，経済安全保障の視点

デジタル化に伴うグローバルプラットフォームの競争政策上の対応，個人情報，経済安全保障など，伝統的な金融分野以外の論点が数多く出てきており，これらの論点を俯瞰しながら官民の Fintech 対応が進められていく必要がある。

なお，これらは急激に環境が変化するものであるため，特にアジャイルな対応が求められる点に注意が必要となる。

4.4　ワンストップサービスである金融庁の強み

暗号資産法制が典型だが，新しい金融は必ずしも既存の金融の枠組みに合致しないものが多く，これまでの枠組みを超えた柔軟な対応が求められる。

新しい金融の振興を含めた枠組み，ルール作りについて，ワンストップサービスである金融庁は，全体を俯瞰した実態に応じた対応を，スピード感を持って行える唯一のG7構成国である。実際，暗号資産の制度面，監督面での知見についても，金融庁に一日の長があると考えられる。

このような強みを活かし，新しい金融分野で日本の官民が主導的役割を果たしていくことが望まれる。

4.5　Fintechによる日本経済の課題解決

日本経済には，少子高齢化，地方再生，気候変動やDX対応といった解決すべき課題が同時に顕在化している。Fintechは，これらの変化に対応し，諸課題に対処する最も重要なツールである。官民とも，日本経済の諸課題を俯瞰的に見据えつつ，Fintech技術を活用して課題解決に貢献し，日本経済を発展させていかなければならない。

（当研究所エグゼクティブ・フェロー）